

動物の飼養又は収容施設の構造設備基準

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬の飼養又は収容施設	内壁	飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障のない材料で造られ、かつ、畜舎の内部は、清掃に支障のない広さ及び高さを有すること。		
	床	不浸透性材料※で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。		
		周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆われ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。		
	洗浄設備	洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。		
	汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置 (汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる場合を除く)	不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。		
鶏、あひるの飼養又は収容施設	家禽舎(鶏)	砂浴場の部分を除き清掃及び採ふんに便利な材料及び構造で造られた床を設け、かつ、内部の清掃に支障のない広さ及び高さを有すること。		
	家禽舎(あひる)	不浸透性材料(バタリー式の家禽舎にあつては、不浸透性材料又は板)で造られた適当なこう配及び排水溝を有する床並びに洗浄用水を十分に供給することができる給水設備を設け、かつ、内部の清掃に支障のない広さ及び高さを有すること。		
	浄化装置 (汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる場合を除く)	鶏の場合は汚物だめを、あひるの場合にあつては汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。		
		不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。		
共通事項	排水溝	施設から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じるものであること。		
		不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。		
	飼料取扱室 (魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理し飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発する場合のみ該当)	床	不浸透性材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。	
		空調設備	換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散し、又は処理することができる設備が設けられていること。	
		洗浄設備	洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。	
	飼料の保管	密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ適当な容積の容器が備えられていること。		

※不浸透性材料：石、コンクリートその他汚水等が浸透しないもの

動物の飼養又は収容施設の衛生上必要な措置

- ・著しい臭気を発する飼料の調理、取扱い及び貯蔵は、飼料取扱室で行うこと。
- ・羽毛の飛散を防止すること。
- ・ねずみの駆除を十分にすること。